

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
社会福祉法人見晴学園 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年10月1日～令和12年9月30日までの4年間

2. 内容

目標1：計画期間における男性の育児休業取得率を30%以上とする

<対策>

- 令和8年10月～ 職員への育児休業制度に関する情報の周知
- 令和9年4月～ 育児しやすい職場づくりの取り組みを採用広報等を通じて積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる

目標2：フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を平均10時間未満とする

<対策>

- 令和8年10月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和9年4月～ 各部署における問題点の検討及び改善に向けた取り組みの実施

目標3：年次有給休暇取得率を、男性50%以上、女性50%以上とする

<対策>

- 令和8年10月～ 計画的付与の導入・周知
- 令和9年4月～ 上司から部下への取得奨励（半期ごとの取得状況の確認・声かけ）